

令和4年度東浦町通学路交通安全対策担当者連絡会会議録

開催日 令和5年1月6日(金)
場所 東浦町役場 3階 合同委員会室

出席委員

半田警察署交通課規制係巡查部長	知多建設事務所維持管理課課長補佐	知多建設事務所道路整備課主任	企画政策部住民自治課住民自治係長
企画政策部住民自治課主事	建設部土木維持管理課課長補佐兼維持修繕係長	建設部土木維持管理課管理係長	健康福祉部児童課総合子育て支援センター所長
藤江小学校校務主任	生路小学校教頭	片葩小学校教頭	石浜西小学校校長
緒川小学校校務主任	卯ノ里小学校教頭	森岡小学校校務主任	東浦中学校教頭
北部中学校教頭	西部中学校校務主任		

出席職員

学校教育課長 学校教育課庶務係長 学校教育課主査

傍聴者 1名

会議

開会 午後1時30分

(学校教育課長) 本日はお忙しい中、また年初めの慌ただしい中、お集まりいただきありがとうございます。ただいまから、令和4年度東浦町通学路交通安全対策担当者連絡会を始めます。

皆様方におかれましては、日頃から小中学校児童生徒への安全指導や通学路の安全確保にご尽力いただき、誠にありがとうございます。昨年度6月に、千葉県において下校中の児童5名が死傷する痛ましい事故が発生しており、本町におきましても同年度12月に、新田地区にて保育園児の列に車が突っ込む事故が起きましたことは、記憶に新しいところでございます。以来、本町では通学路の安全や合同点検への関心が高まっており、先日の12月定例議会においても、一般質問の中で関連した話題が多数ございました。教育委員会といたしましては、今後も子ども達が安心して学校に通える通学路の安全確保を目指して、皆様方にご協力いただき、努めてまいりたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

令和5年度PTA予算要望書(交通危険箇所)について

- (学校教育課長) 令和5年度 PTA 予算要望書(交通危険箇所(新規))についての説明を事務局よりお願いします。
- (学校教育課庶務係長) 令和5年度 PTA 予算要望書(交通危険箇所(新規))についての説明
- (学校教育課長) ご意見やご質問等がございますか。
- (委 員) 点検箇所8片葩小学校(片葩小南西の藤沢医院から白山公園まで)「看板の設置」について、「看板の設置場所を確保していただけたら対応します。」との回答ですが、具体的にどのくらいのスペースが必要でどのような看板を設置できるのかを教えてください。また、点検箇所9片葩小学校(片葩小北西の道路)「道路へのガードレール、反射板等の設置」について、西側にはガードパイプが設置されているのですが、事故が起きているのは東側なので、そこにガードパイプを設置してほしいです。
- (委 員) 点検箇所8については、道路上に据えることが難しいので、設置する場所については対応を協議させていただきたいです。また、点検箇所9についてですが、当該道路には、歩車道境界ブロックが設置されており、危険度の高い交差点部や下りのカーブ区間にガードパイプが設置されている状況です。要望箇所にもガードパイプを設置できればと思うのですが、他地区の危険度がより高い箇所を優先しているため、現時点では設置できません。しかしながら要望箇所としては把握し、今後も検討いたします。
- (学校教育課長) 他にご意見やご質問等がございますか。
- 《意見なし》
- (学校教育課長) 令和5年度 PTA 予算要望書(交通危険箇所(継続))についての説明を事務局よりお願いします。
- (学校教育課庶務係長) 令和5年度 PTA 予算要望書(交通危険箇所(継続))についての説明
- (学校教育課長) ご意見やご質問等がございますか。
- (委 員) 先ほどの回答の中に、交通安全上必要な場合は除草作業を適宜行うとありましたが、それは土木維持管理課で点検して判断するのか、学校から要望した場合に実施していただけるのかお伺いしたいです。
- (委 員) 道路上に草木がはみ出していて危険だという場合、町内には町が管理する町道と愛知県が管理する国県道とがありますが、どちらに連絡すべきか分からない場合は、土木維持管理課にご連絡ください。職員が現地確認し、優先度を判断して順次対応いたします。また、個人の土地から伸びている草木については、基本的に

除去しませんが、通行上支障が出る場合には、やむを得ず実施することもあります。なお、職員においてもパトロールを実施していますが、全てを把握することは難しいので、気付いた時に遠慮なくご連絡ください。

- (委 員) 新規の点検箇所 21 東浦中学校（マルス本店南側道路の豆搗川沿い）について、「北側の片側歩道で整備完了しております。自転車は車道の左側に寄って走行してください。」との回答ですが、左側通行の自転車は西に向かって川沿いを走ります。もう一つの選択肢として、マルス側の歩道の中を走っても問題ないということでしょうか。
- (委 員) 自転車の通行に関しては、基本的には車両と同じ扱いになるのですが、「原則」とされています。交通上支障がある、危険が伴う等の場合においては、歩道を通行できます。その場合、歩行者の安全を確保しなければならないので、徐行でお願いします。
- (委 員) 子ども達へは、好きな方を選択するようにと指導すればよいのでしょうか。それとも学校としてこちらを通行するようにと決めた方がよいのでしょうか。
- (委 員) 現場の状況で判断していただければよいと思います。通勤通学の車両の多い時間帯は歩道の方が安全だという判断もあると思います。
- (委 員) 新規の点検箇所 15 東浦中学校（東浦中学校正門前）について、カーブミラーの向きを直していただき、ありがとうございます。ただ、そのカーブミラーは老朽化で鏡面に凹凸があり、見にくいので、新調していただけないでしょうか。もし難しければ、再度向きを微調整していただきたいです。
- (委 員) 現地を確認させていただき、対応を検討させていただきます。
- (委 員) 先ほどの自転車の通行場所についてですが、現場を写真で確認したところ、川沿いは草が伸びてくると通行の妨げになることも考えられますので、歩道を通行した方がよいと思います。
- (委 員) 通学路の安全対策は当方も力を入れているところです。最近では、危険な街路樹の撤去について重点的に予算が配当されています。高木や低木が対象となります。樹木によって歩道の幅が狭まっていたり、根で道路が浮き上がっていたり、低木が大きくなりすぎていたり、通行の支障になっている樹木がありましたら、教えてください。昨年度は石浜三本松交差点付近の樹木を伐採しました。もし該当する案件があれば、知多建設事務所又は役場にご連絡ください。

(学校教育課長) 他にご意見やご質問等がございますか。

《意見なし》

(学校教育課長) 以上で令和4年度東浦町通学路交通安全対策担当者連絡会を終了いたします。

閉 会 午後2時18分

会議録作成者 教育委員会事務局